

令和8年第2回定例会

建設常任委員会記録

令和8年6月23日（火）於 前川新館3階第3会議室

開 会 午前10時00分

散 会 午前10時21分

○出席委員（7名）

7番 工 藤 賢 生 委員 8番 竹 内 博 之 委員 14番 蛭 名 正 樹 委員
19番 野 村 太 郎 委員 22番 蒔 苗 博 英 委員 23番 松 橋 武 史 委員
26番 工 藤 光 志 委員

○出席理事者（2名）

都市整備部長 神 雅 昭 地域交通課長 羽 賀 克 順

○出席事務局職員（2名）

議 事 係 長 工 藤 健 司 書 記 須 藤 弘 毅

【午前10時00分 開会】

○委員長（蛭名正樹委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本日の案件は、1、付託案件の審査について。2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についての2件であります。

初めに、案件1、付託案件の審査を行います。

本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

なお、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第57号 指定管理者の指定についての議決の一部変更について

○委員長（蛭名正樹委員） 議案第57号指定管理者の指定についての議決の一部変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（神 雅昭） 議案第57号は、指定管理者の指定についての議決の一部変更についてであります。それでは御説明申し上げます。

地域交通課が所管する公の施設である城北公園交通広場は、令和5年12月19日議案第136号をもって議決を経て、指定管理者を一般財団法人弘前交通安全教育協会に指定し、指定期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としていたものでありますが、このたび

城北公園交通広場の再整備実施に伴い、指定期間を令和8年11月15日までに変更するものであります。

以上をもちまして、議案の概要説明を終わります。

○委員長（蛭名正樹委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○19番（野村太郎委員） まず、令和11年までの指定管理期間が令和8年までに変更になるということで、不利益というところではないかと思いますが、弘前交通安全教育協会の御理解はどのようになっているのかということと、あともう1点は、指定管理そのものには関わりませんが、城北公園交通広場がリニューアルして、具体的にどういうふうに新しくなるのかというところの説明をお願いいたします。2点でございます。

○地域交通課長（羽賀克順） まず1点目、現指定管理者の理解というところですが、こちらについては、昨年度から指定管理者と協議を進めて、事前相談という形で進めておりまして、不利益になるようなところは、未来に関するものは指定管理が切れてからの話なので損失は発生しませんし、過去についても適正な指定管理をやっていることで損失は発生していないということへの理解は得られて、最終的には協議文書と回答文書を頂いておりました。

ただ、指定管理が終わった後とリニューアル工事をしている間の、今あるバッテリーとかゴーカート、SL、これらについては引っ越しといいますか、これらを持ち出さなければいけないというところが協議の中で発生しましたので、そこは別の費用として、そこはうちのほうで補填しますということで御理解をいただいたところです。

あと、2点目のリニューアルがどういうふうになるのかということですが、こちらについては、令和5年度に市民の方、それから利用者の方にアンケートを取りまして、その中で人気だったのが、やはり線路については通常のミニSLは1単線だったのですが、もう1路線増やしてほしいとか、あとは遊ぶという観点では、できればゴーカートも新しくしてほしいという御意見があって、保護者の方からは休憩所、例えば今暑いので日陰が欲しいとか、できれば室内にエアコンが欲しいなどという環境についての御意見を頂いたので、そこら辺はリニューアルの中でやっていきたいと思っています。

あと、本来の業務である交通安全のほうについては、最近は自転車のマナーも社会問題となっておりますので、リニューアル後には子供たちの自転車、それから高齢者の認知機能回復につながるような幅広い交通安全教育をしていきたいと考えております。

○19番（野村太郎委員） 分かりました。ありがとうございます。

改修内容について、1点要望したいと思います。今、課長のほうからもあったとおり、これから交通安全教育が大変重要になってくると思ひまして、クラブハウスというか建物が大変狭いし、トイレとかも設備が整っていないと思います。

小学校への自転車とか高齢者とかの交通教育となると、やはり屋内の設備が大変重要になってくると思いますので、エアコンを整備するということもありましたけれども、学習空間の拡張といった点をしっかり踏まえた交通・娯楽施設というものは、やはり教育施設だと思うので、そういった点をしっかり強化していただくようお願いいたします。

○委員長（蛭名正樹委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

〔理事者退室〕

○委員長（蛭名正樹委員） 次に、案件２、閉会中の常任委員会の継続審査事件についてを議題
といたします。

暫時休憩して会議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

【午前10時07分 休憩】

休憩中、委員長より、常任委員会の行政調査を議会閉会中に実施する場合、調査実施前の本
会議において、閉会中の継続審査事件について議決を得る必要がある。その際の調査事項は、
ある程度具体的な事項とする必要があることから、配付している調査事項案を建設常任委員会
の調査項目としてよろしいか御協議いただきたいとの説明がなされ、協議の結果、異議なく了
承されたところである。

【午前10時20分 開議】

○委員長（蛭名正樹委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

配付しております調査事項「土木・河川等の維持・整備について」「都市計画道路等の都市基
盤整備について」「街づくり支援制度等の整備について」「地域公共交通施策等について」「住宅・
建築施策等について」「上下水道事業等について」を閉会中の継続審査として決定することに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査事件として可決いたしました。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時21分 散会】